

東京大学大学院総合文化研究科図書館利用規則

東京大学大学院総合文化研究科
図 書 委 員 会
制定 平成31年3月14日

(目的)

第1条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科図書館規則（以下「図書館規則」という。）第6条の規定に基づき、東京大学大学院総合文化研究科図書館（以下「本館」という。）の利用について、同規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(開館日)

第2条 本館は、次の閉館日を除き、毎日開館する。

- (1) 12月28日から翌年1月4日までの日。ただし、12月27日が土曜日の場合及び1月5日が日曜日の場合はこれを含む。
- (2) 毎月の館内整備日
- (3) 蔵書点検期間
- (4) 大学入試センター実施試験日及び入学者選抜第二次試験日
- (5) 駒場祭期間
- (6) 法定点検に伴う停電及び断水日

(開館時間)

第2条の2 開館時間は、次のとおりとする。

期 間	授業期間	休業期間
平 日	8時30分から 22時00分まで	8時30分から 20時00分まで
土曜日 日曜日 祝休日	9時00分から 19時00分まで	9時00分から 19時00分まで

第3条 前2条の規定にかかわらず、本館図書館長（以下「館長」という。）は、特に必要があると認める場合には、開館日及び開館時間を別に定めることができる。

(利用)

第4条 図書館規則第7条に掲げる者で本館を利用する者（以下「利用者」という。）は、所定の手続きを経て、利用証又は入館証（以下「利用証等」という。）の交付を受けるものとする。ただし、同条第1項第3号に掲げる者のうち、他大学等研究教育機関に所属する教職員及び大学院学生は、所属機関発行の身分証明書により利用できるものとする。

- 2 前項の利用証等の交付手続きについては、別に定める。
- 3 利用者は、利用証等を他人に貸与し、譲渡し、又は複製してはならない。
- 4 利用者は、利用証等又は身分証明書を常に携帯し、本館職員から提示を求められたときは、これに応じなければならない。

(利用時間の制限)

第4条の2 利用者のうち、東京大学大学院総合文化研究科図書館利用細則（以下「利用細則」という。）第2条第6号から第7号に掲げる者の利用時間は、平日の開館日の9時から17時までとする。

(施設利用の制限)

第4条の3 東京大学（以下「本学」という。）の定期試験に伴い館内が非常に混雑する時期等、本学における学習、教育、研究に支障をきたすおそれがある場合、利用細則第2条第6号から第7号に掲げる者の施設利用を制限することがある。

(資料の条件付き利用)

第5条 館長は、次の各号に掲げる本館の図書その他の資料（以下「図書館資料」という。）について、資料の利用に条件を付することができる。

- (1) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第1号及び第2号に掲げる情報（個人の情報に係る部分等）が記録されていると認められる図書館資料における、当該情報が記録されている部分
- (2) 図書館資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第7項第4号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していないもの
- (3) 図書館資料の原本を利用させることにより当該原本の破損又はその汚損を生じるおそれがあるもの

(館内閲覧)

第6条 利用者は、図書館資料を館内で閲覧することができる。ただし、貴重図書及び本館が別に指定する図書館資料については、本館職員の出納により、所定の場所において閲覧しなければならない。

(館外貸出)

第7条 館長は、利用証を交付された者に、図書館資料の館外貸出を許可することができる。

2 次の各号に定める資料は、館外貸出を行わない。

- (1) 貴重図書
- (2) 参考図書
- (3) 未製本の逐次刊行物
- (4) その他特に指定した図書館資料

第8条 館長は、特に必要と認めたときは、利用者に対して貸出中の図書館資料の返却を求めることができる。

(専攻等備え付け資料)

第9条 専攻・系、学科、部会及び研究室等（以下「専攻等」という。）において常時必要とする図書館資料は、所定の手続きを経て専攻等に備え付けることができる。

2 前項による備え付け中の図書館資料は、当該専攻等が保管の責任を負い、その管理・運営については、専攻等毎に別に定める。

(転貸禁止)

第10条 利用者は、館外貸出を受けた図書館資料を他の人に転貸してはならない。

(複写・撮影)

第11条 図書館資料の複写又は撮影を希望する者は、所定の手続きにより申し込まなければならない。

(参考調査)

第12条 利用者は、研究、教育又は学習上必要があるときは、参考となる情報の提供又は関係図書館資料の調査について、本館に依頼することができる。

(相互利用)

第13条 本学の教職員、学部学生、大学院学生、研究生及び聴講生等は、研究、教育又は学習上必要があるときは、本学以外の図書館等が所蔵する資料の利用について、本館に依頼することができる。

2 前項の利用に要する経費は、依頼者が負担しなければならない。

第14条 本館は、本学以外の図書館等から、図書館資料の貸出又は複写の申込みがあった場合は、本学の利用に支障のない限りこれに応じるものとする。

(施設の利用)

第15条 本館の施設の利用を希望する者は、所定の手続きにより申し込まなければならない。

(利用停止)

第16条 館長は、この規則に違反した者に対して、利用を停止することができる。又、本館職員の指示に従わない者に対して、退館を命ずることができる。

(賠償責任)

第17条 利用者は、図書館資料又は設備・備品等を故意又は過失により亡失し、又は損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の漏えい防止のための措置)

第18条 館長は、図書館資料のうち公文書等の管理に関する法律第2条第5項第3号に該当するものであって、第5条第1項第1号に掲げる図書館資料を所蔵する場合は、当該図書館資料について、東京大学の保有個人情報等の適切な管理のための措置に関する規則（東大規則第333号）に準じ、必要な措置を講じる。

(雑則)

第19条 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、館長が別に細則で定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 東京大学大学院総合文化研究科図書館一般市民利用内規（平成24年12月6日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年12月11日から施行し、令和2年11月12日より適用する。